

## 港湾局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和2年9月分)

### ◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
	5	4	1		6		16

### ※ 上記区分の定義

**提言**：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

**意見**：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論、感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

**苦情**：施策の実施または未実施に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

**要望**：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

**相談**：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

**問合せ**：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続きなど知りたい点を明示して尋ねるもの。

**その他**：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和2年9月分)

※寄せられた「都民の声」が長文なものや電話受付のものについては、内容を要約している場合があります。

都民の声	対応
<p><b>運河におけるプレジャーボートの乗降について</b></p> <p>近々、友人所有のプレジャーボートにて東京湾内での釣りを予定しております。当方在住地には運河が多く、プレジャーボートでも容易に接岸が可能のため、近隣運河の親水公園から乗降を行いたいと考えておりますが可能でしょうか？</p> <p>近隣親水公園には小型船舶の乗降を目的とした遊歩道より一段低い(海面に近い)設備も準備されており、江東区の催事の際は鍵のかかった柵のゲートを開放し、一般客がここからボートに乗降するのを見たことがあります。例えば御局や区の関連施設に何らかの申請をすれば、こちらの施設を利用させていただくことは可能でしょうか？</p>	<p>東京都港湾局で所管しております東京港内の運河につきまして回答させていただきます。</p> <p>東京港内の運河における乗降のための一時的なプレジャーボートの接岸については、接岸する土地の管理者にお問い合わせ頂きますようお願いいたします。</p> <p>そのため、ご質問頂きました運河沿いの親水公園における取り扱いにつきましては、各親水公園を管理する区にお問い合わせください。</p> <p>また、当局にて管理しております運河沿いの都立海上公園につきましては、船舶の乗り入れは原則禁止されておりますので、プレジャーボートの乗降はして頂けません。</p> <p>なお、一時的な接岸ではなく、運河において長時間・長期的に係留し水域を占用される場合につきましては、運河内ではマリナーを除き認められておりません。</p>